

## 補助金申請手続きの流れ（土砂災害対策改修補助金）

手続き	内 容
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">事前相談</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div>	<p>補助見込みを確認するため、補助額、補助要件、申請手続きなどについて、事前相談を行ってください。（メール等をお願いします）</p> <p>①事前相談書 ②建築物の位置図 （土砂災害特別警戒区域内に建築物があることがわかるもの）</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">補助金の交付申請</div> <div style="text-align: center; font-size: 4em;">↓</div>	<p>以下の補助申請書類を提出してください。</p> <p>①補助金交付申請書 ②補助対象住宅等の所有者が確認できる書類（課税明細書、家屋証明書等） ③区分所有の場合は、補助事業を行うことに関する決議書類 ④補助対象住宅等の付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図、建築基準法施行令第80条の3の規定への適合について検討した書類及び現況外観写真 ⑤補助対象住宅等が建築された時期が確認できる書類（他の書類と兼ねることができる。） ⑥土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書（様式第2号。（6）の書類を添付する場合は、省略することができる。） ⑦確認申請が必要な場合は、建築基準法の規定による確認済証 ⑧土砂災害対策改修に係る工事費の見積書 ⑨建築士の免許証の写し ⑩申請者と所有者が異なる場合は、同意書（様式第3号） ⑪申請者が所有者と同等の権利を有する者である場合は、理由書（様式第4号） ⑫通帳等の写し</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">補助金の交付決定</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">工事の実施</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div>	<p>市から補助金の交付が決定したことを通知します。 交付決定通知書が届いてから改修工事に関する契約を結んでください。</p> <p style="text-align: center;">2月末までに実績報告ができるように改修工事を実施してください。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">完了実績報告</div> <div style="text-align: center; font-size: 4em;">↓</div>	<p>完了後30日以内（かつ2月末まで）に実績報告書を提出してください。</p> <p>①補助事業実績報告書 ②土砂災害対策改修工事施工報告書（様式第11号） ③工事写真（施工中及び施工後が確認できるもの。配筋状況の確認ができるものを含む。） ④確認申請が必要な場合は、建築基準法の規定による検査済証 ⑤補助事業の実施に関する契約書の写し ⑥領収書等の写し ⑦軽微な変更があった場合は、変更図書等の変更内容が分かる書類</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">補助金額の確定</div> <div style="text-align: center; font-size: 2em;">↓</div>	<p>市が改修工事の適正な実施を確認の上で補助金額の確定通知をします。 その後、請求書を提出してください。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">補助金の交付</div>	<p>市から指定された口座へ、補助金が振り込まれます。</p>

**【お問合わせ先】豊田市 都市整備部 建築相談課**  
 メール keikan@city.toyota.aichi.jp  
 TEL 0565-34-6649 FAX 0565-34-6948  
 〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地